

第 3 期

概要版

阪南市

子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

阪南市

計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

本計画は、近年の社会潮流や本市のこどもを取り巻く現状、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、本市の子ども・子育て支援のさらなる充実を図るとともに、「こどもの貧困の解消計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」を包含するものとして策定しました。

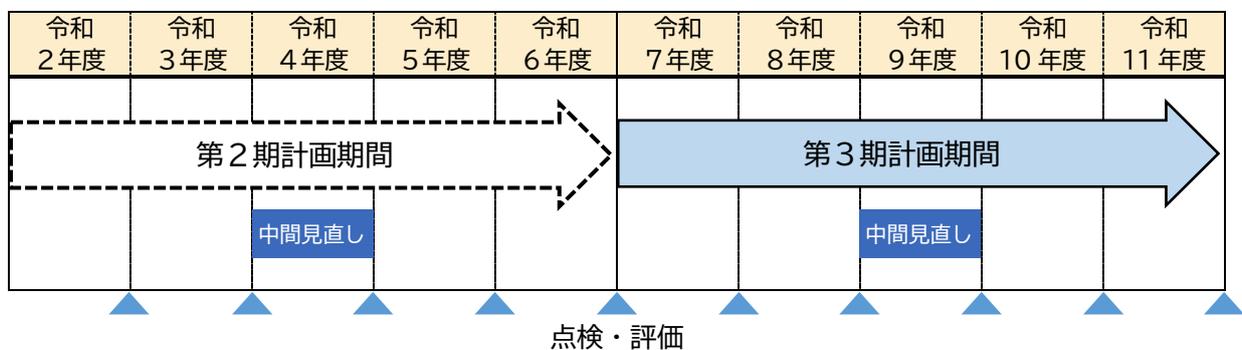
2 計画策定の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条、「次世代育成支援対策推進法」第8条、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づき策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画の推進にあたっては、「阪南市総合計画」を最上位計画として位置づけ、“地域”に着目した取組を総合し、市民の生活支援をめざす基本計画である「阪南市地域福祉推進計画」をはじめ、各関連計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

4 計画の期間



5 計画の対象

阪南市に在住する妊婦やその家庭、12歳未満の児童とその家庭の全てを対象とします。

ただし、施策の内容等により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。

6 計画の進行管理

本計画を実行性のあるものとしていくため、施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、阪南市子ども・子育て会議において点検及び評価を各年度で行い、施策の改善につなげます。

計画の体系

基本理念

事業区分

基本目標

基本施策

こどもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん

子ども・子育て支援

1 こどもが心身ともに健やかに育つ環境づくり

教育・保育環境の充実
次代の親の育成
放課後児童健全育成事業の充実

2 こどもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくり

ひとり親家庭などに対する支援の充実
児童虐待防止対策の充実
特別な支援が必要な子どもの施策の充実
こどもの安全確保対策の充実

3 安心してこどもを産み、育てることができる環境づくり

母子の健康の確保
仕事と子育ての両立支援の推進
親・家庭が学び、育つ環境づくり
地域の子育て支援体制の充実

こどもの貧困の解消

1 こどもへの教育支援

学力保障の推進に向けた取組
教育費等の負担軽減に向けた取組
学びの連続性に向けた幼・保・こ・小・中の連携

2 こどもや保護者の生活の支援

こどもを孤立させないための取組
こどもに対する相談体制の確立
保護者に対する相談体制の確立
妊娠期から出産・子育て期の切れ目のない支援

3 生活基盤の確立支援

こどもや保護者の視点に立った就労支援
安心して就労するための支援
公的な経済支援

ひとり親家庭等自立促進

1 就業支援の推進

より良い就業に向けた能力開発等への支援
子育てをはじめとした生活面への支援

2 経済的支援の充実

経済的支援
費用負担の軽減に向けた取組

3 相談・情報提供体制の充実

相談・情報提供体制の充実

子ども・子育て支援

子どもが健やかに育つための環境整備や市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組みます。

基本目標1 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり

子どもの心身の健やかでたくましい成長に資する教育環境づくり、次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組める環境づくり、放課後における子どもの安全な居場所の確保などにより、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりをめざします。

基本施策	主な事業
1. 教育・保育環境の充実 2. 次代の親の育成 3. 放課後児童健全育成事業の充実	●教育・保育の提供体制の充実 ●思春期関係健康教育 ●阪南市留守家庭児童会 など

基本目標2 こどもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくり

障がいのある子どもを養育している家庭やひとり親家庭、児童虐待の疑いのある家庭、外国につながる家庭等、特別な支援を必要とする家庭等を含めて、こどもの最善の利益となるよう、関係機関と連携し、適切な支援を提供するなど、こどもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくりをめざします。

基本施策	主な事業
1. ひとり親家庭などに対する支援の充実 2. 児童虐待防止対策の充実 3. 特別な支援が必要なこどもの施策の充実 4. こどもの安全確保対策の充実	●児童扶養手当 ●要保護児童対策地域協議会 ●障がい児保育支援事業 ●幼稚園・小学校安全対策事業 など

基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して出産や子育てができるよう、地域における子育てを積極的に支援するとともに、子育てと仕事のバランスが保てるように、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、働き方改革を推進し、仕事と子育ての両立を支援するなど、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりをめざします。

基本施策	主な事業
1. 母子の健康の確保 2. 仕事と子育ての両立支援の推進 3. 親・家庭が学び、育つ環境づくり 4. 地域の子育て支援体制の充実	●こんにちは赤ちゃん事業 ●延長保育事業 ●子育て講座 ●地域子育て支援拠点事業 など

子育て支援事業にかかる量の見込み等

1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を1区域に設定します。

2 幼児期の学校教育・保育

保育の必要性の認定区分

認定区分		対象者	利用先
1号認定	教育標準時間認定	幼児期の学校教育を希望される満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	保育の必要性があり、保育施設での保育を希望される満3歳以上の就学前の子ども	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	保育の必要性があり、保育士施設での保育を希望される満3歳未満の子ども	保育所・認定こども園・地域型保育

◆1号認定

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	262	251	244	228	216
②確保方策	743	743	743	743	743
過不足(①-②)	481	492	499	515	527

◆2号認定

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	449	430	420	394	373
②確保方策	507	507	507	507	507
過不足(①-②)	58	77	87	113	134

◆3号認定(0歳)

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	28	28	28	28	28
②確保方策	49	49	49	49	49
過不足(①-②)	21	21	21	21	21

◆3号認定(1歳)

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	124	124	124	124	124
②確保方策	117	117	117	117	117
過不足(①-②)	-7	-7	-7	-7	-7

◆3号認定(2歳)

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	152	152	152	152	152
②確保方策	153	153	153	153	153
過不足(①-②)	1	1	1	1	1

3 地域子ども・子育て支援事業

【表の見方】

上段：量の見込み、下段：確保方策

事業名	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延長保育事業	人	411	401	395	381	370
		411	401	395	381	370
放課後児童健全育成事業 【全学年】	人	455	425	382	366	351
		600	600	600	600	600
子育て短期支援事業	人日	7	7	7	7	7
		7	7	7	7	7
地域子育て支援拠点事業	人回	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803
		5,803	5,803	5,803	5,803	5,803
乳児家庭全戸訪問事業	人	198	191	184	177	171
		198	191	184	177	171
一時預かり事業 (幼稚園型)	人日	7,801	7,477	7,294	6,842	6,486
		7,801	7,477	7,294	6,842	6,486
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	人日	30	30	30	30	30
		290	290	290	290	290
養育支援訪問事業及び 子どもを守る地域ネット ワーク機能強化事業	人	94	94	94	94	94
		94	94	94	94	94
病児保育事業	人日	371	371	371	371	371
		371	371	371	371	371
ファミリー・サポート・ センター事業	人日	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005
		1,005	1,005	1,005	1,005	1,005
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1
妊婦健康診査	人	283	273	263	253	243
		283	273	263	253	243
実費徴収に係る補足給付を 行う事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施
		実施	実施	実施	実施	実施
子育て世帯訪問支援事業	人日	－	493	469	444	422
		－	493	469	444	422
親子関係形成支援事業	人	－	62	59	55	53
		－	62	59	55	53
妊婦等包括相談支援事業	回	396	382	368	354	342
		396	382	368	354	342
産後ケア事業	人日	24	24	24	24	24
		24	24	24	24	24
乳児等通園支援事業	人	－	12	12	11	10
		－	12	12	11	10

こどもの貧困の解消

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、こどもが健やかに育成される環境整備や教育機会の均等を図ります。

基本目標1 こどもへの教育支援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全てのこどもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、こどもたちには学習支援を推進するとともに、保護者に対しては教育費の負担の軽減を図ります。

基本施策	主な事業
1. 学力保障の推進に向けた取組 2. 教育費等の負担軽減に向けた取組 3. 学びの連続性に向けた幼・保・こ・小・中の連携	●子ども支援員配置事業 ●奨学金等支援相談事業 ●幼・保・こ・小・中の連携 など

基本目標2 こどもや保護者の生活の支援

貧困にあるこどもが、社会的に孤立し、必要な支援を受けられず、一層困難な状況におかれることのないよう、こどもの居場所の確保や保護者の相談体制の確立など、関係機関と連携し、適切な支援の提供に取り組みます。

基本施策	主な事業
1. こどもを孤立させないための取組 2. こどもに対する相談体制の確立 3. 保護者に対する相談体制の確立 4. 妊娠期から出産・子育て期の切れ目のない支援	●教育支援センター実施事業 ●スクールカウンセラー配置事業 ●教育支援相談員事業 ●子育て世代包括支援センター運営事業 など

基本目標3 生活基盤の確立支援

保護者が就労することは、一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいうまでもなく、保護者が働く姿をこどもに示すことによって、こどもが労働の価値や意味を学ぶなどの、教育的意義を見出すためにも、保護者の就労支援の充実を図ります。

また、世帯の生活の基盤を下支えしていくため、手当の支給やサービスの提供等の周知・啓発等を図るとともに、各種経済的支援により生活基盤の確立につながるよう努めます。

基本施策	主な事業
1. こどもや保護者の視点に立った就労支援 2. 安心して就労するための支援 3. 公的な経済支援	●地域就労支援事業 ●阪南市留守家庭児童会 ●児童扶養手当 など

ひとり親家庭等自立促進

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための自立支援施策を総合的に展開します。

基本目標1 就業支援の推進

ひとり親家庭等がより良い水準の雇用条件で就業することで安定した収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう就業支援策を推進します。

また、就職活動が円滑に進むよう、ハローワークなどの関係機関との連携を促進、強化し、ひとり親家庭等の雇用の促進に結びつく支援体制を充実します。

さらに、ひとり親家庭等が、安心して子育てや家事と仕事の両立ができるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。

基本施策	主な事業
1. より良い就業に向けた能力開発等への支援 2. 子育てをはじめとした生活面への支援	●母子・父子自立支援プログラム策定事業 ●阪南市留守家庭児童会 など

基本目標2 経済的支援の充実

ひとり親家庭等にとって経済的な支えとなっている児童扶養手当をはじめとする各種手当や貸付・助成などの制度の有効活用を促進するなど、ひとり親家庭等の経済的自立に結びつく支援体制を充実します。

基本施策	主な事業
1. 経済的支援 2. 費用負担の軽減に向けた取組	●児童扶養手当 ●小・中学校要保護・準要保護就学援助事業 など

基本目標3 相談・情報提供体制の充実

ひとり親家庭等の子育てをはじめとした生活面や就職等に関する様々な悩みについて相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、関係機関が連携し、適切な支援につなげる相談・情報提供体制の充実を図ります。

基本施策	主な事業
1. 相談・情報提供体制の充実	●母子・父子・寡婦生活相談 など

第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和7年3月発行

発行：阪南市

編集：阪南市 こども未来部 こども政策課

〒599-0292 阪南市尾崎町 35 番地の1

TEL 072-471-5678 FAX 072-473-3504